

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の
一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの
両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を
行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の
仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区
分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等
の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等
の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについ
ても、仕入税額控除を行うため
には、区分記載請求書等の保存が必
要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX 年		摘要	税	借方	
月	日		区分	(円)	
11	30	△△商事㈱ 11 月分 日用品	10 %	88,000	
11	30	△△商事㈱ 11 月分 食料品	8 %	43,200	
②		①		③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事㈱
⑤ 株式会社〇〇御中			② 平成XX年11月30日
11月分 131,200 円 (税込み)			
日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,400 円	
11/1	牛肉 ※	10,800 円	
11/2	キッチンペーパー	2,200 円	
合計		131,200 円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

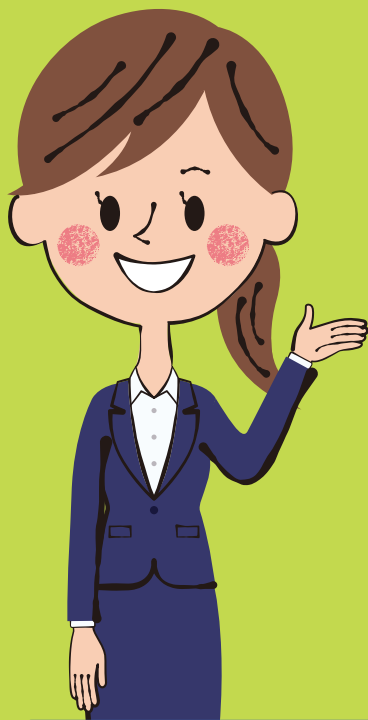
- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
 最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック





軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

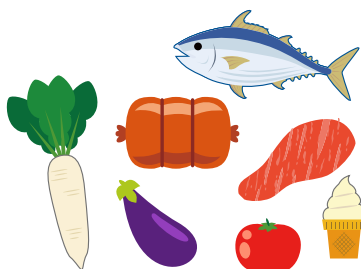
軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い
(販売)がある



飲食料品の取扱い
(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

1

レジの入替えやシステムの改修について

⇒ 2ページの①へ

2

請求書等の記載事項について

⇒ 2ページの②へ

3

帳簿の区分経理・記載事項について

⇒ 3ページの③へ

3ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

② 請求書等の記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
（株）〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象 A △△商事(株)		

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
（株）〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
：	：	：
8%対象 B		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
10%対象 B		88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
（株）〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
：	：	：
合計 B		43,200円
△△商事(株)		

請求書		
（株）〇〇御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
：	：	：
合計 B		88,000円
△△商事(株)		

A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳	【仕入勘定】	(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

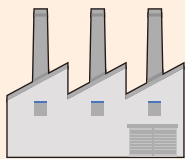
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



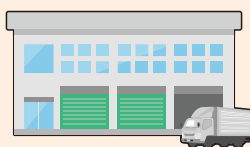
軽減税率かどうかの
判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、
商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食物品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食物品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・飲食物品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「**外食**」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト
「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。

